

ダ プ ン 考

——ダライラマ政権における「武官」——

片 桐 宏 道

は じ め に

1. ダプンの創設とその継承
 1. 1. ダライラマ五世と最初期の四人
 1. 2. 揺籃期のダプン
 - ・ ダライラマ五世晩年期 (1674-1679)
 - ・ サンギェギャムツォ期 (1679-1705)
 - ・ ラサンハン期 (1705-1717)
 - ・ ジュンガル進駐期 (1717-1720)
 1. 3. ボラネーと側近の四人
2. ダプンの職掌とそのダシ

お わ り に

は じ め に

17世紀から20世紀半ばまで続いてきたチベットにおけるダライラマ政権が、チベット貴族によって運営されてきたことは周知の通りである。しかし、本稿で取り扱うダプンをはじめとして、ダライラマ政権の官僚に関する研究は、概説的にはなされてきたものの、専論としての基礎的な研究は、ほぼ皆無に近い⁽¹⁾。この分野における研究の低迷が、通時的なチベット「官僚制度史」そのものにたいする広汎にして十分な理解を阻害してきたのであり、さらにはチベ

(1) 協繞益西2002、多杰才旦2005などといった研究は、政権発足当初、グルカ戦争後の1793年、ダライラマ十三世の時代といった各時代の政権構造を概説するが、漢文文献等の体系的史料に基づいてその大枠を提示するのみであり、政権構造の事細かな検討には至っていない。

ット—清朝関係史の研究においても少なからず問題を生じてきたのではないだろうか。

従来の研究においてチベット官僚の概説は、二度にわたるグルカ戦争（1788, 1791）後の制度を中心になされてきたため、それ以前の状況についてはあまり注意が払われてこなかった。それはグルカ戦争を契機として、清朝の影響力が強まったことによるチベットの内部事情を比較的詳細に記した漢文史料の増加という研究環境が大きな要因となっているのであろう。言うまでもなくグルカ戦争前の制度についても後世の状況からの類推ではなく、チベット語史料や満洲語史料を用いた、その時代そのものに即した分析を行わなければならない。また、そもそもその清朝の「影響」なるものについても、元来チベットに確固として存在していたであろうどのような制度や枠組みに変革を促したのかがいまだ明らかでない以上、まだ清朝によるチベットへの「影響」如何を論じるにも慎重でなければならない。

一方で、近年とみに盛んであるダライラマと清朝皇帝を中心にすえたチベット—清朝関係史の研究は、両者を軸とした「象徴」的關係を把握するには非常に有効ではあるものの、実質的な交渉の担い手であるダライラマ政権の官僚や貴族にたいする研究が手薄な状態では、その関係の全貌を総体的に捉えることも困難であろう。そこで、本稿では如上の問題を解決するために、ダライラマ政権の官僚制度研究の欠を多少なりとも補うことを目的とするのであるが、まずはその作業の一環として、「將軍」に相当する官職であるダブン mda' dpon⁽²⁾に焦点をしばり考察をくわえることとする。そして、チベットにおけるダブンを通時的に分析することで、清朝によるチベット「介入」の実態についても論じたい。

(2) mda' dpon を直訳すれば mda' とは「矢」を、dpon とは「官」を意味している。満洲語では「daibung」、漢語では「代本」、「戴琫」などと表記される。河川慧海によれば「デーボン」と発音されていたという〔河川1978(4): 161〕。河川と同時期にラサに滞在していた L. A. Waddell によれば「Dah-pön」、もしくは「De-pön」と呼ばれていたという〔Waddell1906: 167〕。本稿で扱う17～18世紀にいかんにかに発音されていたかは確定しがたく、綴り字にしたがい「ダブン」に統一した。また、これはデブン sde dpon などとの混同を避けるためでもある。

さて、ダブンという官職がいつ創設されたのか、従来の研究においても定説はない。楊1996はチベットの軍事制度を通覧しうる専論であるが、ダブンに関して氏は陳1989を引用し「ダブンという言葉はジュンガルがチベットを占領していた期間にすでに見える」と言うのみで、ジュンガル進駐期（1717-1720）以前にまでダブンの事跡を追うことはできていない⁽³⁾。これはひとえに一部の漢訳されたものを除いてチベット語史料を見ていないことによる。一方でチベット語史料を用いた研究でも、まずロラン・デエ氏は、サンギェギヤムツォが摂政に「任命されてから二年後、政府の組織を改革し、以後国の行政の中心となる二十一の役職を設けた」としている⁽⁴⁾。これは明らかにサンギェギヤムツォ著『水晶鏡』に依拠しており、ダブンも当然このなかに含まれていると思われる。また、協繞益西2002はカルン bka' blon やダブンなどの様々な官職を初代摂政ソナムラプテンが新設したとし、二人の説は大きく異なっている⁽⁵⁾。かれらは自説を主張するにあたり根拠を明確に示すことができなかったのであるが、それは単にダブンに関する史料が存在しなかったからに違いない。また官僚制度全体を概観するにさいしても補足的説明に留まってきた原因なのであろう。このように、17世紀後半から18世紀前半にかけてのダブンに関する研究成果も依然として無きに等しい。

以上のように研究者の関心も薄く、官僚制を概観するうえでいまだ付属的な位置しか与えられていないダブンを本稿で敢えて扱う理由を、以下に二つ挙げておきたい。一つは、ダブンが「大臣」に相当するカルンにも匹敵する地位にあったからである。カルンと同様にダブンにはダシ mda' gzhis⁽⁶⁾ という他の数多の官職にはない特権的荘園⁽⁷⁾が与えられ、ポラネー期以降はその世襲化もあって、チベット貴族のなかで相当の高位に位置づけられた官職である。いま一

(3) 楊1996: 18.

(4) ロラン・デエ2005: 146.

(5) 協繞益西2002: 48.

(6) 文字通り、ダブン mda' dpon の荘園 gzhis ka の意。カルンにはカシ bka' gzhis という荘園が与えられた。

(7) 本稿でいう「荘園」とは gzhis ka のことである。「荘園」という訳語は議論の余地があるが、便宜上使用しておく。

つの理由は、ダブンという名称が他の官職とは異なり、変更されることなく後代にまで続いたため、経時的にその足跡を追うことが可能だからである。他の官職は、名称が変わるたびにそのつど連続性と新規性の検証が必要となるであろう⁽⁸⁾。その点においてダブンは官職自体の経時的変遷を追うに格好の材料といてよい。

では、本論に入る前に、これまでの研究によって明らかにされたダブンに関する基本的事項を確認しておこう。上述のとおり従来の研究⁽⁹⁾は、ほぼグルカ戦争後の1793年に制度化された官制をもとにダブンを論じている。その要点をまとめると以下ようになる。

1. 常備兵3000名
2. ダブン 6 員は、それぞれ500名を管轄
3. ダブン麾下のルブン12員、ギャブン24員、ディンブン125員
4. ダブンに欠員があればルブンより選抜、適当な者がいなければ地方官より選抜⁽¹⁰⁾

これは「欽定蔵内善後章程二十九条」、『衛蔵通志』（巻八、兵制）等の地方志、奏摺などに重複して記録されている。種々の地方志の記事には若干の齟齬がみられるものの、大筋では大差ない。ここで注目すべきは常備兵についての記述である。これらの史料によれば、明確に常備兵の存在を読みとることができるが、ただ、この記述をもって、それ以前のダブンも常備兵を統轄していたとは考え難い。すなわち、遡ること約八十年前、すでにイエズス会士デシテリは

(8) たとえば、カルンという官職は、一般的に1720年のジュンガルのチベット撤退後にカンチェンネー等が任命された件をもって嚆矢とされるが〔喜饒尼瑪1989: 142〕、カルンという名称自体は、その際に新しくできた言葉ではない。吐蕃より使用されているともいわれるが〔楊1996: 22〕、17世紀後半に関していえば、カルンという呼称は『水晶鏡』第三条にも〔SNC: 12b〕、『グライラマ五世伝』にも使用されている〔5D2: 66〕。ただ、目立った記事もなくカルンという官職名が定着していたか、なお検討を要する。また、ジュンガル進駐期におけるチベットの状況を詳細に伝える満洲語史料『撫遠大將軍王奏檔』には、カルン g'alung が頻繁に用いられている。

(9) 協繞益西2002: 53, 多杰才旦2005: 404-405.

(10) なお兵の配置は、ウ1000名、ツァン1000名、ティンリー500名、ギャツェ500名。ルブン以下、それぞれ250名、125名、25名を管轄する。

「常備軍はいない、国王を護衛するに足るだけの数の兵士がいるのみである」と言い⁽¹¹⁾、そもそもその前年、乾隆57 (1792) 年11月⁽¹²⁾の福康安等の上奏に「ダブンには常日頃、統率すべき兵はおらず、事件が起れば兵を指揮する⁽¹³⁾」とあるのである。ここに、常備兵がまだ組織されていない時代にダブンはどのような役割を担い、どのような地位にあったのか、このグルカ戦争後の改革がどのような目的をもってなされ、ダブンにどのような影響を与えたのか、という問題が浮上する。

さらに、いま一つ重要な問題は、ダブンを担ったのがどのような人物であったのか、ということである。楊1996は、1751年以降のダブンを表にまとめ上げてはいるが、1750年以前のダブンに関して有効な視座を提供できていない。ペテック氏は、それ以前のダブンに関してやや踏み込んだ分析を行っている。つまり、1728年以降はウdbus 地方に1員（ブムタン'bum thang）、ツァン gtsang 地方に3員（チャンロチェン lchang ro can, パドツェル pad tshal, ランパ ram pa）のダブンが配置され、それを各家が世襲しており、1792年に清朝の手によって四家の世襲権が廃止された、という⁽¹⁴⁾。ペテック氏は清朝のチベットにたいする宗主権が確立する1728年から、旧チベット政権の終焉する1959年という区分を設け、この期間内にのみ着目し、チベット貴族に関する研究を行ったのであるが⁽¹⁵⁾、しかし、本稿で考察するとおり、それよりずっと以前の政権発足当初に示されたチベット政治体制の枠組みは、1728年以降の政治制度にも脈々と受け継がれ、後世の制度を規定しつつける基盤となっていた。ダブンに関しても、この世襲制を1728年以前に適用することができるのか、また職掌等のダブンの特徴が以前と以後とではどのような関わりがあるのかを検討する必要があるだろう。

なお、1728年以前のダブンの考察にあたって、歴代グライラマ、ポラネーなどの伝記のほか、従来の研究ではあまり利用されてこなかったサンギェギャム

(11) Filippi1937: 175.

(12) 本稿ではチベット暦の年号のみ便宜的に西洋暦によった。満洲語、漢語史料の年月日はそれぞれの暦によっている。

(13) 『衛藏通志』巻八、兵制「戴本平日無兵可官、遇事調遣」。

(14) Petech1973: 200.

(15) Ibid: 1.

ツォ著『水晶鏡』⁽¹⁶⁾と、『撫遠大將軍王奏檔』(満文版)⁽¹⁷⁾を補足的な史料として利用する。この両史料の重要性については、つとに指摘があるものの、その内容を歴史文献として読み解き、チベット史研究に有用な史料として利用したものは少ない⁽¹⁸⁾。そこで、ダブンをはじめ当時のチベット史研究を深化させるためにも、この二書を含め、異なる視点に立脚したチベット語史料と満洲語史料を対照し、相互補完的に利用しなければならない。

1. ダブンの創設とその継承

1. 1. ダライラマ五世と最初期の四人

ダブンという官職がいつ創設されたのか、従来の研究にも諸説あるとおり、史料上にそれを明確に示す記述は見あたらない。以下で詳論するとおり、筆者

(16) 『取捨を明らかに示す直線・澄んだ水晶の鏡・二十一条』*blang dor gsal bar ston pa'i drang thig dwangs shel me long gnyer gcig pa*。『水晶鏡』の木版本は管見の限り以下の二種類が現存している。(1) 一つは版刻の跋文が欠落しているため、正確な年代を特定できないが、1910年以前に刷られたものである。わが国では、東洋文庫(No. 453A, B)と東京大学文学部(No. 133)に所蔵されている。(2) いま一つは、1940年代に摂政タクタパンディタ *stag brag paNDi ta* (1874-1952) が翻刻したもの。インドのドランジより影印本が出版されている (*blan dor gsal bar ston pa'i dran thig dwañs šel me lon : a treatise on the sixteen fundamental principles of tibetan administrative law*, Dolanji, Tibetan Bonpo Monastic Centre 1979.)。両者を比較すれば(2)は四母音の欠落が頻繁に見られるなど、問題点も多く、本稿では(1)の東洋文庫本を底本とした。

(17) 北京大学図書館に所蔵されている『撫遠大將軍王奏檔』は、康熙帝の第十四子胤禛がジュンガル征討のため撫遠大將軍としてチベットに派遣されたさいの満洲語奏摺を集成したものである。奏摺の数は、康熙57(1718)年10月18日から61(1722)年10月27日にかけて、255件にのぼる。北京大学図書館にのみ収蔵される「孤本」であり、出版もされていないため、本稿では引用にさいし満洲語原文のローマナイズを附した。また、原本に記されていない頁数も便宜的に補っている。なお、漢訳として呉豊培編著『撫遠大將軍胤禛奏稿』(全国図書館文献縮微複製中心、1991年)がある。

(18) 『水晶鏡』は条目を抜き出し、政権の構造を示すためにしばしば利用される。『水晶鏡』に関わる研究のうち Cüppers1999, 2004 は特筆に値するが、この史料は非常に語彙が難解であり、構文もとりにくく、氏も『水晶鏡』の内容を深く考察はしていない。一方、『奏檔』に関しては石濱1987, 2001や白2004等の研究があるが、その他アクセスの困難もあってか内容に踏み込んだ研究は多くない。

はダブンがダライラマ政権の最初期に創設された官職であると考えている。管見の限り、史料上にダブンという名称を確認できるのは、チベット暦水龍（1652）年6月2日からである。清朝からの要請をうけ、この年の3月に北京に向けてチベットを出発したダライラマ五世は、この日デルゲ近郊のディチュ河にさしかかっていた。渡河にさいし、ナンソ・グッドゥブ nang so dngos grub とダブン・オルパ 'or pa の二人が先遣隊として派遣されたという〔5D1: 358〕。ここに登場するオルパこそ、ダライラマ政権における初代ダブンであると考えられる。四日後の6月6日には、兩人とも馬と金を摂政に送り届ける役目をさづけられ、ラサへと帰還したため、ダライラマ五世の北京行にはその後、随従することはなかった。ここからはダブンに関する詳細な情報を引き出すべくもないが、少なくともダライラマ政権が発足して10年も経ないうちにダブンが創設されていたことがわかる¹⁹。

ダブン・オルパがふたたび『ダライラマ五世伝』に登場するのは、チベット暦土猪（1659）年6月17日のことである。この土猪年は、ダライラマ五世が、ツァンの有力者であるデパ・ノルブ sde pa nor bu を国政を壟断したかどで排除した年にあたる。ダライラマ五世がこの事件を経てチベットにおける政教両権を手中にした経緯は山口1992に詳しい。その6月17日とは、ノルブの領地と邸宅が没収された日であり、またその任務にあたったのがオルパその人であった。つまり、

ドゥンニエル閣下とオルネー（オルパ）の二人を派遣し、一貫して、してはならないことをしたという理由とともに、軍需品を除いた全ての所有物とゲッカサは留めおいたが、そのほかのあちこちにある領地と邸宅などは没収した。〔5D1: 549〕

とあるところに明らかである。そして同年10月には、ノルブがツァンに逃亡したとか、タシルンボ寺に入ったなどと情報が錯綜する。五世はこの事態を打開するために、オルパを派遣して情報を求めさせたところ、ノルブが反乱を起こ

〔19〕 前政権のツァンパ政権時に制定された「十六条法典」中の軍事規定「勇者虎服の掟 dpa' bo stag gi zhal lce」にもマブン dmag dpon のみでダブンが見えないことは、ダライラマ政権においてダブンが創設された傍証となると思われる。

す可能性が高いという。これをうけて、10月11日、ダライラマ五世は、後に第二代摂政ティンレーギャムツォとなるジャイサンデパやオルパ等と商議し、出兵を決定した。先遣隊として百人ほどをドゥンニエル指揮のもと先行させるとともに、ニェタン・ドゥンチェンとダブン・オルパの二人をマブン（將軍）とするウの精鋭部隊に遅延なく出立できるよう準備をさせた〔5D1: 557〕。パンチェンラマ等の調停もあり、干戈を交えることなく、ノルブを失脚させることに成功し、ここに五世の統治権が確立されるにいたった。翌年のジャイサンデパの摂政就任はそれを象徴的に示している。

ノルブの事件にさいして五世側の武人として功績を挙げたオルパは、五世の側近として政権の中枢にあって内政にも関与していた節がある。1660年4月のこと、

ネチュン大護法神が修行の瞑想をせよと仰り、〔それにより〕執政がおろそかになるので、……その間はジャイサンデパ、ガリドゥンパ、タクルネー、オルネー（オルパ）⁽²⁰⁾、サムダルネーの五人が合議することで決定できるものは処理し、処理できない重要事は朝晩の座禅誦經の間に、ジャイサンデパが口頭でせめて要点だけでも〔私に〕告げた。〔5D1: 584〕

とある。さらにオルパは、グシハンの次男で五世の信頼もあつかったセチュンオンボ等と連名でジャイサンデパを摂政に推挙したという〔5D1: 587〕。五人のうち最後に名前が挙げられているサムダルネー・ロサンテンジン⁽²¹⁾は、7月13日ジャイサンデパがティンレーギャムツォの名を与えられ、摂政に就任した同日、オルパの同僚として、ダブンに任命されている〔5D1: 589〕。すなわち、ダライラマが不在の際に政務を担当していた者のうち二人はダブンにかかわる人物であったことになる。

(20) 綴りは活字本では'er nas, 木版本では'ar nas [295b] となっているが、オルパはガリドゥンパやタクルネーとともに語られることが多く〔5D1: 557, 561, 587〕, こころもオルパと見るべきである。

(21) 最古参のダブンの一人。その名前は既に1659年7月には伝記中に見える〔5D1: 549〕。翌月の8月25, 26日には、不老長寿を祈願するための偈頌をダライラマに書いてもらったという〔5D1: 552〕。この時、デパ・サムダルワ・ロサンテンジンとあり、ダブンに就任する以前は、デパであったことがわかる。

翌年の1761年2月8日、セルチェンネー gzer chen nas とギヤンドンネー gyang grong nas の二人が同時にツァンのダブンに任命された。

前の年よりツァンのダブンとして、ギヤンドンネーとセルチェンネーの二人がふさわしい候補者なのではという話があった。〔そこで〕その通りに、摂政が吉日に合わせて〔ダブンに〕任命した。〔5D1: 602〕

このうちギヤンドンネーに特筆すべき事績は見当たらない²²⁾。一方、セルチェンネーは伝記中に幾たびか言及されている²³⁾。前年のサムダルネーを含め三人がこの時期にダブンに新しく任命されている。ダブンという官職が展開していくにあたり、ノルブの事件と、その後の論功行賞こそが大きな契機となった。二人をダブンとしてツァンに駐留せしめたのは、ノルブを暗に支援したツァンを牽制する目的もあっただろう。ダブンを地域ごとに配置する方式は、この当時から存在していたのである²⁴⁾。

以降も、ダブンと摂政との結びつきを示す記事が散見される。1667年10月3日のこと、ダライラマ五世はダブン・オルバ等三人をタシルンポ寺に派遣し、前代のパンチェンラマの転生者であると認定されていた子供にロサンイエシェー blo bzang ye shes の名を与えた〔5D2: 74〕。『ダライラマ五世伝』では明確ではないがパンチェンラマ・ロサンイエシェーの伝記によれば、このときダブン・オルバがデシ・リンポチェ（ティンレーギャムツォ）の名代として派遣されたようである〔2P: 17b〕。さらに1668年2月20日には、ティンレーギャムツォの葬儀において遺体を運ぶ任務を与えられ、五世はその仕事ぶりを見て称賛し

²²⁾ 1664年の年末に登場するのみである〔5D1: 707〕。

²³⁾ セルチェンネー・ナムギェルツェワン rnam rgyal tshe dbang なる人物が、のちのダブン・セルチェンネーであったとすれば、ダブンに就く前はゴンカルゾンの長官であった〔5D1: 438〕。その名前はすでに1651年に見える〔5D1: 325, 335〕。1664年4月には長生祈願文を五世に催促しており、66年2月5日には「セルチェンネーを長とするツァンのディンブン三十人、ディンブン以下百人ほどが来た」とある〔5D2: 17〕。さらに同年11月11日「ツァンのシムチュンパが皆で品物を献上してきた。ダブン・セルチェンネーとシムチュンパ百人ほどが、長生を祈念した」とあるように〔5D2: 47〕、セルチェンネーは、ディンの長官であるディンブンを部下にもつと同時に、シムチュンパとも行動を共にしている。その後、67年6月12日にカンギュルを作りたいとの要請をしてからは、消息が途絶える〔5D2: 64〕。

²⁴⁾ なおこの時期は、1664年11月11日、1668年11月15日の記事により、同時に三人のダブンが配置されていたことまでは分かるが、四人体制であったかは確証がない。

たという〔5D2: 86〕。こうしてみると、オルパのダライラマ五世の側近としての立場もさることながら、摂政ティンレーギャムツォとの関係も看過することはできないであろう。

摂政が亡くなった1668年2月以降、ダブンが『ダライラマ五世伝』において否定的な言葉をもって語られることも多くなる。この時期のダブンの動向について、二、三人まとめて言及されていることから推測すれば、共同で任務をこなしていたと思われる。1668年5月頃、ペリトゥルクにたいしデパ・セーポが賄賂を送っていることが問題視された。摂政はサムダルネーを派遣し、ペリトゥルクをリンブンに移すよう命令したが、サムダルネーはこれに従わなかった。そのためダブン二人がラサにて禁令を受けている〔5D2: 104〕。そのうち一人はサムダルネー、もう一人は直前に登場するセルチェンネーのことであろう。同年11月15日には、ブータンがモンのアチョクに侵攻したことをうけ、兵が派遣されたが、三人のダブンをトップとする部隊は目的を果たすことができず、摂政が他の二部隊を追加投入する必要に迫られる、という失態を犯した〔5D2: 135〕。こういった不手際も最初期のダブンが解任させられた一因だと思われる⁽²⁵⁾。

以上が、ダブンが制度的に確立したと考えられる時期に登場する四人である。ダライラマ五世の北京行に途中まで随ったオルパを除き、他の三人は初代摂政ソナムラプテンが亡くなり、その葬儀を終えた1659年4月直後から彼らの行動を把握できるようになる。初期ダブンはノルブの事件を契機に、ダライラマの統治権の確立と同時期に枠組みが定められたと考えられる。また、1668年頃か

(25) 時代はくだるが、『撫遠大將軍王奏檔』に興味深い文書が載録されている〔『奏檔』巻16: 50a〕。1721年3月27日付けの奏摺の附件として、カム地方のロロンゾン (Tib. lho rong rdzong > Man. lorongdzung) のデパ・サムダルネー・クンガワンギェル (Tib. bsam dar nas kun dga' dbang rgyal > Man. samdarnai gungge wangjal) が撫遠大將軍に送った二件のチベット語の手紙が翻訳されている。そのうちの一つは、サムダルネーの一族が領地を世襲することを認めるという撫遠大將軍名義の命令文書であり、この文書に印を捺すよう依頼する手紙が添えられていた。撫遠大將軍は記されていた領地があまりに多いことを問題として、印を捺すことを保留し、その対応をダライラマに一任したのであった。この文書によれば、サムダルネーはラサンハンによってカム地方リタンのデパとして事務を処理するため印書を与えられたという。とすれば、サムダルネーの一族は、ロサンテンジン以後ダブンを世襲することなく、リタンにて当地の統治にあたったものと思われる。

らは、『ダライラマ五世伝』においてこの四人のダブンにかかわる記事がまったく見られない。この1668年とはまさにティンレーギヤムツォが亡くなった年にあたる。四人のダブンがおもにティンレーギヤムツォの摂政在位期間とほぼ同じ時期に伝記に行動が記されていることも偶然ではあるまい。はたしてダブンは摂政の選抜にかかわるなど、ティンレーギヤムツォとの関係に浅からぬものがあった。すなわち、摂政はダブンの任命や交代に深く関わり、摂政の交代の影響はダブンにも及んだものと思われる。また、ここで興味深いのは以下で詳論するが、史料上確認できるダブンの数は各時代を通じて一貫して三、四人で推移していたことである。

1. 2. 揺籃期のダブン

・ ダライラマ五世晩年期 (1674-1679)

ダライラマ五世が在任中の1674年以降、初期メンバーの四人に代わって、ネーサルワ gnas gsar ba, チェスムパ che gsum pa, ガムルワ ngam ru ba²⁶⁾の三人がダブンとして登場する。この時期はサンギェギヤムツォが政治の表舞台に登場し、徐々にダライラマ五世の後継者として実権を握っていく過渡期にあたる。ネーサル・ツェワン²⁷⁾の突然の登場は前任のダブン三人が最後に見える68年11月15日から6年近く経った74年7月4日のことである²⁷⁾。その日かれは学堂に財物などを寄進し、ダライラマと会見した〔5D2: 406〕。ここでかれはシガツェより来た一行の一員として名前が挙がっている。その翌年の1675年、第三代摂政ロサントトブ blo bzang mthu stobs の後継問題が浮上した。サンギェギヤムツォは、ポタラ宮の学堂 rnam rgyal gra tshang のニエルパ・ロサンジンバと共に候補にあげられたが、ネーサルワもその推薦人に名を連ねている。さ

26) 1675年2月18日にギャンツェなどの辺境防衛に派遣されたダブン・ブンツォク〔5D2: 455〕に関しては姓が記されていないため、ダブンの誰か（もしくは親類）であるのか、それとも全く別の者であるのか判断する材料はない。一般的な事例からすれば、ダブンに就いていた他の誰かであり、姓のみが省略されている可能性が高い。

27) 『ダライラマ五世伝』には、この期間中にネーサル・ジャムヤンテンジン gnas gsar 'jam dbyangs bstan 'dzin なる者が登場するが、ネーサルワ・ツェワンの縁者なのかどうか判断できない〔5D2: 105〕。

らに、6月8～10日ダブン・ネーサルワとタクルワ・ツェテンタシの二人をサンギェギヤムツォに任を受けるべき理由を述べさせるために派遣したが、ネーサルワの説得も空しく、サンギェギヤムツォは若さなどを理由に辞退した〔5D2: 485〕。第四代摂政にはロサンジンパが選ばれたものの、彼の意志により三年後に退任するとの条件付きであった。ダライラマ五世は1679年にネーサル・ツェワンとチャンティムパ・ロサンキェンツェの二人を、3月13日の午後にサンギェギヤムツォの地に派遣して摂政就任を再び要請した〔5D3: 234〕。そしてついにサンギェギヤムツォはこの要請に抗しきれず第五代摂政の任を負う決意をする。このように、前後二度にわたりサンギェギヤムツォのもとにネーサルワが派遣されているのである。ダブン・ネーサルワはブータン戦にも参加していた。『ダライラマ五世伝』に1676年6月6日～14日にかけて、

モンへとウ軍を引きいたマブン・ツァクグルバ、老ダブン mda' dpon rgan pa ツェワン（ネーサル・ツェワン）、若い〔ダブン〕 gzhon pa チェスムパ、ツイバ・ガクワン、トゥクカルワ・ダワなど多くの者と面会した。〔5D3: 21〕とあるように、ネーサルワがダブンのなかでも比較的年齢が高かったようである。ダブン・チェスムパはここに登場するのみで、人物の詳細は不明である²⁸⁾。加えて gzhon pa を「若い〔ダブン〕」とすることができるか、いまだ解釈の余地も残る。しかし、あえて本稿でチェスムパをダブンとして取りあげたのは、1679年7月1日に登場するダブン三人を、いまだサムドゥ布林パがダブンに任命されていない以上、他の三人、すなわちネーサルワ、チェスムパ、ガムルワのことと考えざるをえないからである。なお、もう一人のダブン・ガムルワも『ダライラマ五世伝』においては一回登場するのみである。1678年5月5日「ダブン・ガムルワ、カンマルワ、ポラワ、タブクパの子等に茶席を設けた」とあるのがそれで〔5D3: 143〕、ここでいうポラワとは、ポラネー・ソナムトブギェルの父パドマギャルポのことである。というのも、『ポラネー伝』に、ラダック戦において「ガルダンツェワン率いるモンゴル軍は騎馬隊が中心であり

²⁸⁾ パンチェンラマ・ロサンチュエーキギェルツェン blo bzang chos kyi rgyal mtshan の伝記には、チェスムパがデバ・ラカンネー lha khang nas とともに登場するが、同一人物かは不明〔1P: 360〕。

攻砦戦を不得手としており、ガムルワや、パドマギャルポなど五千の兵を呼び寄せた」とあるからである〔MBTJ: 26〕。

ティンレーギヤムツォが亡くなった年から消息が途絶え、サンギェギヤムツォが表舞台にあがるのと時を同じくして新しいダブンまでもが登場することは偶然とも思われず、これもまたダブンの摂政との個人的紐帯を示すものである。

・ サンギェギヤムツォ期 (1679-1705)

ダライラマ五世は1681年に示寂していたのであるが、15年ものあいだサンギェギヤムツォがそれを秘匿しつづけていた。そのサンギェギヤムツォの手によって1691-1693年にかけて五世の霊塔の工事が行われていた。その造営目録としてサンギェギヤムツォ著『南瞻部州唯一莊嚴目録』という記録が残されており、その中に当時のダブンを知る手がかりが記されている。それは、第十二章にある施主等の寄進名簿である。そこにガムルワ〔DGC: 845〕、サムドゥプリンパ〔DGC: 898⁽²⁹⁾〕、タルジュンパdar byung pa〔DGC: 840, 853, 865〕、サムカルワ bsam mkhar ba〔DGC: 869〕の四ダブンの名が見え、これによって当時のダブンが四人であったことが判明する。このうちガムルワは先述したようにダライラマ五世晩年期にダブンになっており、そのまま引きつづき留任したのであろう⁽³⁰⁾。他のメンバーはサンギェギヤムツォが摂政になってから任命された者達である。

サムドゥプリンパが新ダブンとして任命されたのは、サンギェギヤムツォが摂政に就任した1679年夏から間もない同年9月23日のことである⁽³¹⁾。これは、サンギェギヤムツォとの関係もさることながら、サムドゥプリンパ・ソナムドジェ bsod nams rdo rje の父のパリでの働き、ソナムドジェのブータン戦での助力によるものであるらしい〔5D3: 296〕。また他の二人のダブンであるタルジュンパ・ダドゥルラブテン dgra 'dul rab brtan とサムカルワ・デチェンワンギ

(29) またの名をサムリンパ bsam gling pa〔DGC: 850〕。

(30) なお、ガムルワは1690年10月にはバンチェンラマと会見したという〔2P: 116a〕。

(31) 1678年2月4日、ダライラマ五世はバタンのシドゥ gzhis sdod サムドゥプリンパ等と会見しており、ダブン就任以前はバタンの「莊園官」であったか〔5D3: 133〕。

エル bde chen dbang rgyal の二人については、

〔以前〕タルジュン・ダドゥルラプテンと、サムカル・デチェンワンギェルの二人をダブンとして前後して順々に任命した。……死去した二人の代わりが必要であったので、サムカルワの代わりとしてガチャク・タディンドジェ dga' chags rta mgrin rdo rje を、タルジュンパの子供ロサンを父の継承者として新しく任命した。〔6D: 502〕

とあるように、二人が前後して任命されたことがわかる。その年代は史料上からは明確には分らないが、サンギェギヤムツォが摂政に就任した1679年から、造営目録に記された1691-1693年までの間であろう^{〔32〕}。二人の死去にともない、1698年サムカルワの代わりとしてガチャクパが、タルジュン・ダドゥルラプテンの代わりとして息子のロサンが継承した。このうちサムカルワはコンポにダブンとして派遣されており〔6D: 502〕、タルジュンパはウのダブンであると思われる。というのも、

ツァンのダブンはサムリンパ（サムドゥプリンパ）しかいないので、同僚が必要な状況が生じたけれども、候補が出てこないまま、やや時間が経って、子のツェテンドジェがガンデンツェワンのトゥ（西チベット）における戦闘などに随従となり〔参加したので〕、資格あるものとして、この日に任命した。〔6D: 610〕

とあり、コンポのダブンが二人いたとは考えにくいためである。サムカルワの代わりとしてダブンを継いだガチャク・タディンドジェも当然ながらコンポのダブンである。1699年〔6D: 575〕、1700年〔6D: 681〕に相次いでダブン・ガチャクパとして名前が見えるが、それとともにタルジュンパ・ロサンも登場する^{〔33〕}。このガチャクパについて、康熙58年（1719）7月26日の奏摺に「以前、コンポの全部族を管轄せしダブンの子ガチャクパ」がガブパの娘を娶った、という記

〔32〕 『ダライラマ五世続伝』にサムカル・デチェンワンギェルの名が見えるが、ダブンとは記されておらず、1682年の段階でかれはダブンではなかった可能性が高い〔D54: 176b〕。

〔33〕 康熙59年（1720）8月29日にジュンガルのツェリンドンドブにダブン・ロサンという者が捕縛されたとあるが、タルジュン・ロサンのこととは考えにくい〔『奏檔』巻10: 35a〕。

事があるので〔『奏檔』巻3: 67b³⁴⁾〕, 1719年にはもはやダブンではなくなっていたことが分かる。また『ダライラマ七世伝』においても1721年にはやはりダブンではないことから〔7D: 143〕, おそらく1734年に亡くなったソナムペルギェルの父の代で, ダブン位はとぎれたのであろう〔7D: 292〕。

このように四人体制ではじまったサンギェギヤムツォ期のダブンはそのメンバーが途中で交代することもあったが, 史料上から確認できる限り, おそらく四人体制が維持され続けていたのであろう。サンギェギヤムツォ時代は詳細な記録が残っているため, サンギェギヤムツォによるダブンの任命, 交代をつぶさに見てとることができた。この時代はタルジュンパと, サムドゥプリンパの二人の子がダブン位を継承したのではあるが, しかしまだ制度として世襲がはじめられていたとは考えにくい。なぜなら, ガムルワ, サムカルワ, ガチャクパの職位はそのうち別の一族に移ったからである。また, この時期, ウ, ツァン, コンボの地域別配置がすでに存在し, コンボのダブンが明確に立ち現れてくることは, 以後のコンボ勢力の消長を考えるにつけ, 大変興味深いことを付け加えておく。

・ ラサンハン期 (1705-1717)

サンギェギヤムツォの次に政権を掌握したのが, かのラサンハンである。ラサンハンの治世期には, サンギェギヤムツォ期より引きつづきツァンのダブンをつとめたサムドゥプリンパのほか, ウのダブン・ブムタンパ^{bum thang pa}, ツァンのダブン・タシツェバ^{bkra shis rtse pa}, コンボのダブン・オロンパ^{o rong pa}が登場する。ラサンハンがサンギェギヤムツォを殺害したその翌年(1706), 『ボラネー伝』にツァンのニャン地方における軍の統率者³⁵⁾としてサ

34) gungbu i uheri aiman be kadalara daibung ni jui k'acakba. diba arbuba i banjha sargan jui be gaifi hojihon ohobi.

35) 『ボラネー伝』において管見のかぎり, ダブンという言葉が使用されているのは, dpung gi kha lo pa mda' dpon blo bzang dar rgyas「軍の統率者にしてダブンであるロサンダルギェー」という一回のみである〔MBTJ: 337〕。dpung tshogs kyi gtso bo「軍のトップ」, dpung gi kha lo pa, g.yul gyi kha lo pa「軍の統率者」として登場する人物は, おしなべて他の史料からダブンであると確認できる。

ムドゥプリンパ、タシツェパの二人の名が見える〔MBTJ: 91³⁶〕。このうちタシツェパは後にジュンガル軍に重用されカルンとなり、清朝軍がラサに進駐したさいに処刑された人物である。『撫遠大將軍王奏檔』においても、「チベットのカルン・ダブンであるタシツェパ³⁷」という呼称が見える〔『奏檔』巻9: 58a〕。

タシツェパの登場と時をほぼ同じくしてウのダブンであるブムタン・グドゥップ ngos grub の記事が見えはじめる。『ムリ政教史』によれば、1710年2月ドカム監察官キャプノヨンをはじめとしてダブン・グドゥップ等がリタン一帯の事務処理をし、その後ギャルタンに赴き紛争の調停を計ったという〔MLC: 62〕。『ムリ政教史』では、ギャルタンでの事件に紙幅が費やされているが、むしろ一行の目的は、まず立ち寄ったリタンにあった。ダライラマ六世ツァンヤンギャムツォの化身がリタンに生まれたという噂がウヤツァンにまで広まり、その真偽を確かめるべくラサンハンがダブン・ノルブグドゥップ等をリタンに派遣したのである。このノルブグドゥップこそ、以後長きにわたってウのダブンを輩出しつづけたブムタン家の初代ダブン・ブムタン・グドゥップであろう。後にダライラマ七世ケルサンギャムツォと認定されるこの幼児を、ブムタンバがツァンヤンギャムツォの化身ではないと定めたことにより、この子はラサンハンによる迫害を免れた。シャカパによれば、これは「ラサンハンの支持者たちが子供（ダライラマ七世）に危害を加えることを怖れた」ためだという³⁸。その真偽はさておき、ブムタンバがラサンハンの腹心であったことはおそらく間違いないであろう。というのも、これ以後もブムタンバはラサンハンの股肱として頻繁に登場するからである。1714年ブータンとの国境争いに端を発して、ラサンハンはブータン攻略を決意する。属下の部将としてボラネーとブムタン

(36) ボラネーの青年時代、結婚の話題が持ち上がり、周囲から「ニヤン nyang 地方の軍隊の統率者サムドゥプリンパの一族に生まれた娘と、その他あれやこれやと多くの貴族の娘がふさわしい」結婚相手として名前が挙げたという〔MBTJ: 115〕。サムドゥプリンパはツァンのダブンであり、結婚相手候補の筆頭に名前が挙げられたことを見ても、地方の有力者としての影響力は看過しえないものがあつたに違いない。もっともボラネーは結局はキブクバの娘ベルサンキパと結婚している〔MBTJ: 123〕。

(37) tubet g'alung daibung. jasi dzeba.

(38) シャカッパ1992: 168.

パは幾度となく死線をくぐりぬけた〔MBTJ: 166-187〕。

そして1717年ラサの北方ダム草原に突如として出現したツェリンドンドブ率いるジュンガル軍との戦いのさなか、形勢不利のラサンハン側にあつてブムタンパは鉄砲の弾をうけ死亡した。その直後、ジュンガル軍への対応策をラサンハンがみなと協議したさい、ポラネーがダムに留まりジュンガル軍を迎撃しつつ、ラサンハンの王子をラサに戻して防衛するという計画を主張したが、大臣等の反対にあい結局はラサに戻ることもなかった。この時ラサ防衛に際してラサンハンは以下のように將軍を配置した。

ウとコンボ地方の部隊のトップであるオロンパとブムタンパ両人の子息にして、父の任務という冠を頭にいただいた二人をともにモンゴルの勇者ドゥライタイジのもとに派遣し、ツァン地方の軍の統率者サムドゥプリンパと、タシツェパをともにタイジ・ポラネーのもとに派遣した。〔MBTJ: 208〕

これは既に述べた通りウのダブン・ブムタンパも、コンボのダブン・オロンパもこの時にはすでにジュンガルとの戦いで死亡していたのであるから〔MBTJ: 197〕、その息子二人がダブンを継承し、軍の指揮官として活躍していたことを伝える記事である。なお、ブムタンパの息子の名はロサントルギェー blo bzang dar rgyasである〔MBTJ: 200〕。

この時期もサンギェギャムツォ期に引きつづき四人のダブンがウ、ツァン、コンボの各地域に配置された。また、サンギェギャムツォ摂政就任とほぼ同時期にダブンに任命されたサムドゥプリンパはそのまま留任しており、制度の大枠はラサンハンの政権掌握以後も維持されたと見てよい。

・ ジュンガル進駐期 (1717-1720)

さて、チベットの政治権力をほしいままにしていたラサンハンの政権も、1717年ツェリンドンドブ率いるジュンガル軍のラサ進攻によって幕を閉じた。ジュンガルがチベットに進駐していた時期、ジュンガルによってカルンに任命されたタシツェパをのぞき、ラサンハン期にダブンであつたサムドゥプリンパ、ブムタン・ロサントルギェー、オロンパの三人がジュンガル軍撤退後もダブン

として史料上に散見するため、ジュンガル進駐期を通してひきつづきダブンであったと思われる。

なお、この時期は戦乱状態にあったためか、ダブンについての人物に関して『撫遠大將軍王奏檔』に興味深い事例が数件見受けられる。康熙58(1719)年7月26日の奏摺に、デバ・ガブパ自身がダライラマ七世の父ソナムタルギューのもとに派遣した使者の話しとして、デバ・ガブパ⁽³⁹⁾がツェリンドンドブにラサに呼び出されてダブンに任命されたとある〔『奏檔』巻3: 63b〕⁽⁴⁰⁾。さらに続けて、ウを統轄するダブンとして、管下におよそ三、四万の兵がいたというのが、当時のチベットの国力からすれば俄には信じがたい〔『奏檔』巻3: 65a-65b〕⁽⁴¹⁾。たしかに康熙59(1720)年6月7日の奏摺ではコンポのダブンとなっており〔『奏檔』巻8: 24b〕⁽⁴²⁾、戦時中のことで情報が錯綜していたためか記述内容に食い違いが見られる。おそらくは、撫遠大將軍みずからガブパと会見して情報を得たという1720年の奏摺のほうが信頼性が高いと思われるので、ガブパはコンポのダブンであったと理解しておく⁽⁴³⁾。また、康熙60(1721)年1月22日〔『奏檔』巻12: 9b〕、2月23日〔『奏檔』巻15: 37a〕の奏摺にはダブン・トンパネー⁽⁴⁴⁾、同年2月23日〔『奏檔』巻15: 17b〕の奏摺にはダブン・カンチェンネー⁽⁴⁵⁾の名が見える。三人とも、周知のとおりカルンとして以後の政権の中核をになう人物である。

(39) 前述した通り、ガブパの娘は、以前コンポのダブンをつとめたガチャク家に嫁いだという〔『奏檔』巻3: 67b〕。このような有力者同士の通婚関係は、政権の中核を一握りの貴族達が占有していく一因となった。

(40) *mimbe cooha kadalara daibung sere tušan de sindahabi.*

(41) *diba arbuba. wei sere golo be kadalahabi. wei goloi hoton hecen labdu. niyalma inu geren ojoro jakade. coohai ton be sarkū. amba muru ilan duin tumen bi.*

(42) *diba arbuba serengge. gungbu aiman i dalaha daibung ofi.*

(43) ガブパに関して陳氏は、『戸口冊と歴史』(ng phod phun tshogs rab brtan ma log sogs kyi them deb nyor bu'i 'phreng ba byas byung rmem dbye'i lo rgyus dang bcas pu bzhus (ママ))なるチベット語史料を用い、ガブパが「ダブンの職務を十ヶ月間勤めあげた」とする〔陳1989: 106〕。このような短期間のみダブンを勤めるということがあったとすれば、極めて珍しい事例であろう。筆者はこの史料を未見であり、なお検討を要する。

(44) Tib. *mda' dpon thon pa nas* > Man. *daibung tungbanai.*

(45) Tib. *mda' dpon khang chen nas* > Man. *daibung k'angjinai.*

管見の限り以上の三人にまつわるダブン関係の記事を他のいかなるチベット語史料からも確認できないため、このような措置が戦時中の特例措置として行われたものなのか、それとも清朝側がダブンを「将軍」という一般名称として理解していただけなのか、今の時点では判断しがたい。ともかく、ジュンガル進攻という大事件とそのチベット占領があったにもかかわらず、サムドゥプリンパ、ブムタンパ、オロンパの三人に変更がなかったことは注意しておきたい。

1. 3. ボラネーと側近の四人

1720年カンチェンネーやボラネー等チベット在地勢力の蜂起、清朝遠征軍の圧力によってジュンガル軍はチベットから撤退せざるをえなくなった。ジュンガル軍の撤退後、以前よりダブンであったコンポのダブン・オロンパと、ツァンのダブン・サムドゥプリンパの二人は、ボラネー台頭期にその地位を保つことはできなかった。

前節で述べたように、対ジュンガル戦で死亡したオロンパのダブン位は息子に継承された。二代目ダブン・オロンパの名は、ジュンガル撤退以後の記事としては1721年正月の法会に参加する人員のうちに確認することができる〔7D: 143〕。しかし、1725年以後、オロンパにはダブンという称号が並記されておらず〔7D: 208〕、この間にダブンの位を失った可能性が高い。ただ、高位の貴族であったことは確かなようで、オロンパは1723年カルンが二人増員されたさい、カルン・ルンパネーによって候補者として推薦されている〔MBTJ: 329〕。これは多分にコンポ出身という両者の地縁的つながりを物語っているが、その親密さは内戦を経て、ボラネーが政権を掌握していく過程でコンポのダブンが消滅する一因となったものと思われる。

一方、唯一サンギェギャムツォ期よりダブンを継承し続けてきた名門サムドゥプリン家も、ついにこの時代にその特権を失うこととなった。内戦のさなか、ボラネーはサムドゥプリンパに対しツァン軍に参加するよう手紙を送付した〔MBTJ: 395〕。しかし、これ以後かれに関する記事は見当たらないため、おそらくはツァン軍に加勢しなかったのであろう。そしてボラネー専権期にかれの一族がダブンを受け継ぐこともなかったのである。

ジュンガルがチベットから敗走した1720年、サムドゥプリンパとならぶツァンのダブン⁽⁴⁶⁾としてヌマ・パンディタタイジ nu ma paNDi ta tha'i ji (以下、ヌマワ)が『ボラネー伝』に登場する〔MBTJ: 281〕⁽⁴⁷⁾。このヌマワとボラネーは馬が合わなかったようで、1722年ヌマワはタシルンポ属下の部落にたいし言いがかりをつけ略奪を働いたのであるが、それをボラネーの命令であったかのように偽ったという。ボラネーはヌマワを狡猾な徒であると非難したといい、この事件は後に二人の関係がさらに悪化する伏線となっている〔MBTJ: 297-298〕。1727年内戦が勃発したさい、ボラネーはヌマワがツァンのダブンであること、さらにはカンチェンネーと縁戚関係にあることをもって⁽⁴⁸⁾、かれをツァン側に引き入れようと画策したが、ヌマワはウ側に寝返ったのである⁽⁴⁹⁾。ヌマワのウ側に出した手紙がボラネーの手にわたり、憤ったボラネーは暗殺の指令をだし、罌とは知らずおびき寄せられたヌマワは命を絶たれた〔MBTJ: 415-416〕。

上記の三家とは異なり、ボラネー時代にダブンを世襲した四家（ブムタン、ランバ、チャンロチェン、パドツェル）とボラネーとのかかわりはベテック氏も触れているので、詳しくは述べないが、何点か確認しておきたい。ウのダブンであるブムタン家とボラネーとの親密な関係は既に述べたのでここでは繰り返さない。ただ、ここではブムタン・グドゥップの息子ロサントルギェとボラネーとの関係のみ付け加えておきたい。1726年ツァンの軍隊がラサにやって来たので、宴会をボラネーが主催したさいに、「ツァン地方の二人の将軍（ダブン）などのドゥンコル（俗官）とディンブン、シムチュンワ等をおもてなしなされた。その時に、ウ地方のドゥンコルからは将軍ロサントルギェーと私（著者ツェリンワンギェル）を除いて他にだれもいなかった」とある〔MBTJ: 367〕。ツァンとウの関係が日一日と悪化しつつあった時期においても、グドゥップの息子ロサントルギェはボラネーとの親密なる交際を結び続けていたのである。1751年にウのダブンが一員増員されるまで、ブムタン家は唯一のウのダブンである。

(46) おそらくはカルンとなったタシツェパの後任と思われる。

(47) ヌマワは以前ゴジョ go 'jo のシドゥであったという〔D6: 523〕。

(48) ヌマワはカンチェンネーの妹と結婚していた〔MBTJ: 414〕。

(49) ボラネーはこの裏切りをすぐさま雍正帝に報告しており、その上奏文が存在する〔Shuch1981: 83〕。

さて、ツァンのダブンであるランパワ、チャンロチェンパ、パドツェルパとボラネーとの関係ははたしてどうか。ランパワはツァンのヤクデ g.yag sde の出身である⁵⁰⁾。かつてボラネーがジュンガルに降伏したとき、牢屋に入れられた彼に援助の手をさしのべている。

その時、ボラネーは長い間汚れのついた衣服を身に纏い、手足は縛られ、牢屋に長い間入れられ、疲れ果てていた。そこに、昔より気心の知れた友である、ヤクデ・ラムパワ、ブンリ・ガクワンデチェン、チョクペワ、シドン・ノルジンワンポ、ドウジュン・キブクバなど密接な関係にある皆が、おいしい食事や飲み物を常々差し入れた。〔MBTJ: 227〕

このように、ランパワとボラネーとは旧知の間柄であった⁵¹⁾。

チャンロチェンパはギャツェ近郊の出身である。パドツェルパはニヤンの貴族であり〔MBTJ: 413〕、パナム附近の出身である。このように、両者とも出自がツァンのニヤン地方であり、ボラネーと同郷といってよい⁵²⁾。加えて、みなボラネーを戦乱期につねに支え続けてきた人物でもある。このうち、チャンロチェンパがダブンとして登場するのはボラネーが内戦(1727)を平定し権力を握る前の1723年のことである〔MBTJ: 306〕。そして、ランパワとパドツェルパがダブンに任命されたのは内戦後のことである。ランパワは1728年にはすでにダブンの任に就いており⁵³⁾、パドツェルパは1731～34年の間に任命されたと推定されている⁵⁴⁾。すなわち、ボラネーは戦時に活躍した仲間(ランパワ、パドツェルパ)を新たにダブンとして任命する一方、とりわけ懇意にしていた二人(ブムタンパ、チャンロチェンパ)を留任させることで、戦功に報いたのである。そして、ダブンと個人的に結びついたボラネーの地位が破格的に高まることで、それに随ってダブンの政権における地位も向上した。さらに雍正12(1734)年

50) ヤクデはリンブンの東のかた、ヤルン・ツァンボ流域にある。

51) ボラネーは解放後、ランパワの所領に十二日間逗留した〔Petech1973: 155〕。

52) なお、ウのダブンであるブムタンパもブルンパも、ともにチョンギエ'phyong rgyas 近郊に所領を有している。

53) Petech1973: 155.

54) Ibid: 205.

清朝によってダブンヘジャサクが与えられた⁵⁹。これらによってダブンの地位はカルンと遜色ないほど高まったに違いない。

以上、本章を通して明らかなように、ポラネー政権奪取以前のダブンには制度として世襲権が確立されていたとは言えず、時代時代の有力者の意向が進退に反映していた。しかし、内戦をへてダブンがポラネーの側近で固められたこと、それを追認する清朝の姿勢によってここに一つの画期を迎える。ポラネー以前三、四人で推移してきたダブンは、ポラネーが政権を掌握していた時代に、四人制として固定された。その体制が崩壊するきっかけとなったのが、ポラネーの息子ギュルメナムギェルが駐蔵大臣に殺害され、それを知り激昂した配下の者に駐蔵大臣も殺されるという1751年の事件である。この事件をうけて四家限定されていたポストに一員追加されることとなった。その理由を事件の善後処置を定めた「酌定西藏善後章程十三条」の第七条は次のように述べる。

ツァン地方は土地が極めて狭いが、以前はダブン三員が配置されていた。

ウは土地が広いのにダブン一員しかいないので、もしかりに公務で不在になる必要があったり、病気や臨時休暇といったように暇乞いする必要があるれば、軍を指揮する者がいなくなる。〔BKD: 8-9〕

ウのダブンが増員されたのは、地域間の偏りを是正するためであり、その地域間の偏りこそポラネーによってもたらされたものであった。

2. ダブンの職掌とそのダシ

・ ダブンの職掌

では、ダライラマ五世の時代以降、各時代を通じて人員、配置等に相当程度の制度的な一貫性が認められるダブンであるが、その職掌も果たしてそうであったのか。本章ではポラネー時代以前のダブンの職掌や立場を検討するにさいし、サンギェギャムツォの時代に焦点をしばらく考察する。サンギェギャムツォが摂政に就任した1679年から二年後、かれは『水晶鏡』を著した。この1681年とは

⁵⁹ 『西藏志』巻三、封爵。

ダライラマ五世が示寂する前年にあたる。ダライラマ五世が没後の政権の舵取りをサンギェギャムツォに託したことをうけて著されたこの書は、かれの「所信表明」にあたるものといってよい。この『水晶鏡』にダブンに関する条項が存在するが、この条文こそダブンの置かれていた立場をよく示している。

『水晶鏡』には二十一条に分けて各官僚の守るべき心得が記され、官僚自身もしくは官僚候補生たる貴族の子弟が読むべきものであった。それぞれの条文に対象となる官職が設定されている。第四条こそが「マブン dmag dpon とダブンという二官にふさわしい職務に関する」ものである〔SNC: 14a〕。全体で約三十ほどの官職が列記されるなかで、大臣につぐ三番目にダブンが位置づけられている⁵⁶。このマブンとは直訳すれば「軍官」を意味し、吐蕃より存在する職名であるが、ダライラマ政権にあっては平時の職ではない。1659年の段階で、「ニュタン・ドゥンチェンと、ダブン・オルパの二人がマブンに任命されたウ部隊」〔5D1: 557〕とあるように、戦時にのみ臨時に任じられた「将軍」といってよい。四条の内容も、マブンに関しては戦時における心得がほぼ全てであり、仏教道徳的色彩の濃い抽象的なものである。一方、ダブンについてはダライラマの近衛兵であるシムチュンワ gzim chung ba の監督責任や、年始の大祈願会ムンラムに引きつづいて行われる武装行列のための武器の管理などの日常業務を遂行するにさいしての行動規範が示されている。ここに記されているダブンの日常業務は以下に検討するようにダブンを代表する職掌として後世に受け継がれていくものである。

『水晶鏡』第四条、ダブンの心得の冒頭には、「常に輪番でシムチュンワとしての任務につく者たちが精力を費やせる」よう注意を払うとある〔SNC: 15a〕。さらにダブンは統率する立場としてシムチュンワの模範となるべきものであり、自己を律し鍛錬を欠かさない必要があるという。シムチュンワは、ダライラマ五世によって創設されたものとされるが⁵⁷、その直前のツァンパ政権

⁵⁶ 第一条は摂政 srid skyong (sa skyong)、第二条は、第三条以下の各条文・各官職の全体規程のため、対象となる官職は設定されておらず、第三条は大臣 blon po ('phying sang)に関する条項である。

⁵⁷ 多杰才旦2005: 403.

が制定した十六条法典にすでにシムチュンワを見出すことができるので〔BKD: 102-103〕, おそらくシムチュンワはツァンパ政権の制度を模倣するかたちでダライラマ政権にも採用されたと思われるが、いまだ不明な点も多い。

ダブンとシムチュンワの関係は、トルギャクという「悪魔払い」の儀式に付随して行われた武装行列にも看取しうる。青木文教氏によれば「幾百の騎兵, 数千の歩兵, 人も馬も皆古風の鉄の甲冑を着し, 旗指物に武器を携え空鉄砲を放ちながら, 循環街を三周する」ものであったという〔青木: 251〕。この行列に欠かすことのできない古武装兵士としてシムチュンワも動員されていた。シムチュンワにたいして鎧を配布することは『水晶鏡』にもダブンの任務の一つとして見いだすことができる。

臨時のトルギャクと有事には, 登記されている武器と甲冑等を受け渡すことに注意を払い, 常に浪費がないよう虫除けなどにも気を配って, 政府が配布すべき武器・火薬・矢・帳幕などの道具の類は, 平時から争乱のごとき重大事に〔至るまで〕, 不足のないようにする。〔SNC: 15b〕

ダブンが管理する武器等は, トルギャクと有事を除いて平時は倉庫などに保管されており, 使用したあと, 返還する必要があったのであろう。このようなシムチュンワを監督し, またトルギャクに動員するという慣例は, 後世の史料にも見出せるものである。『ドリン伝』には,

この年(1764)以後, ダブンが辞職なさないうちに, ラサのモンラムでの供物とそれと連続して行われるトルギャクの武人等も, 昔からカルンの分担であったのにくわえ, さらにダブンの共同〔分担〕を増やしなされた。そのため武器等を使いこなせる人や馬, 鎧兜をはじめとする武装, 馬の鞍など全部でカルンとダブンの分担は, 騎兵85名ほど必要であった。

〔DPN: 122〕

とある。ここでは, トルギャクに人員を供給するのは本来カルンの役目であったとする。とはいえ, 話題になっているのは主に騎兵のことであり, ダブンが平時からダライラマを護衛するシムチュンワをデインより調達し, その鍛錬にあたりとともに, モンラムのさいの武装行列においてもシムチュンワを管轄する任務にあたったことは確かであろう。というのも, 少し時代はくだるが, 同

じ『ドリン伝』に、「タイジ・パサンツェリンはウのダブンの任務をなさっていたので、ムンラムの後に続く〔トルギャクに〕シムチュンワ等にそれぞれの隊にふさわしい鎧」などを与えたともあるからである〔DPN: 324〕。このように、ダブンの職掌のうちトルギャクとシムチュンワに関するものは、既にサンギェギャムツォの頃より見出され、それが細かな修正はあるものの後世にまで受け継がれていたことがわかるのである⁵⁸⁾。

・ ダシ

時代は下るが、チベット暦水牛（1793）年グルカ戦争の善後処置を定めた「欽定蔵内善後章程二十九条」（以下、二十九条章程）⁵⁹⁾の第六条は軍人の俸給を定めた条項である。この条に「ダライラマよりダブンにはダシが与えられているので給料は必要ない」とあるように⁶⁰⁾、ダブンとその莊園ダシとは切り離せない関係にあるといつてよい。当時、最高位の官職であるカルンとダブンには官職に付属する特別な莊園が与えられていた。どちらも就任にさいして与えられ、交代にさいして後継者に引き渡さなければならない。1763年ウのダブン・ブルンパが亡くなり、タイジ・パサンツェリンが後任として就任したさい、ダシとしてシガツェ地区にあるラサギヤゲン *ra sa rgya rgan* が賜与された〔DPN: 121〕。このダシは、後年パサンツェリンからホルカン・ジャサク・ソナムタシにダブンの官職とともに引き継がれている。

58) 以下に述べる二十九条章程の第四条は、ダブンを一人増員するとともに、三千人の常備軍を組織することを定めた条項であるが、「水牛年文書本」の第四条中には、「ダライラマとパンチェンラマを護衛する兵」との一文がある。廖・李・李2006は「薈粹本」はもとより、当時の上奏にもないものとし、その挿入された一文の真意をはかりかねている〔廖・李・李2006: 40〕。しかし、『水晶鏡』におけるダブンがダライラマやパンチェンラマの近衛兵であるシムチュンワ等を鍛錬する必要があるとの条項を前提とすれば何ら不自然なものではない。

59) 二十九条章程は二種類の写本が現存する。廖・李・李2006によれば、一つはラサの大昭寺と、シガツェのタシルンボ寺に所蔵される正本であり、「水牛年文書」と呼ばれるチベット暦水牛年（1793）のチベット語文書を集成した書に載録されている。さらに一つは『西藏歴史檔案薈粹』所収の写本であり〔薈粹: 50〕、嘉慶16（1811）年駐蔵大臣の衙門において発見されたダイジェストである〔廖・李・李2006: 12〕。

60) ルブンの俸給は銀36両、ギャブンは銀20両、ディンブンは銀14両8錢。

〔パサンツェリンが〕ダブンの職を辞職なさろうとし、アンバン（駐蔵大臣）の二人もその事を皇帝の御耳に入れたので、ホルカン・ジャサク・ソナムタシ hor khang ja sag bsod nams bkra shis をダブんに任命した。そこで武器や装備など武器庫の引き継ぎをし、ダシとしてラサギャゲンの土地、属民をそっくりそのままお引き渡しなさった。〔DPN: 422〕

このダブンを辞職しようとした理由の一つとして、パサンツェリンが「老犬が骨を守る、という例えのようにダシなどのわずかな固定収入を捨てたがらない」と見られるのを恐れたということを挙げている。このようにダシはダブんに任命された者のみが占有しうる荘園であった。

では、はたして前章で言及した歴代のダブンもダシを所有していたのであろうか。少なくとも言えることは、このダシという制度は、雍正12（1734）年の清朝によるジャサク封号に端を発したものではないことである。すでに1727年の内戦において、ツェリンワンギェルが属下の兵士のために食料や飼料を得ようと奔走した経験をもとに、「この当時ダシなどの広大な所領を享受している者は思うがままであり、困難な状況にあって不必要な慣例は奇妙に見える」と語っているのである〔KT: 12b〕。管見の限り、これ以前の史料からはダシという言葉を見出すことができていないため、ダシは恐らくポラネー台頭期前後に制度化されたものであると考えられる。

お わ り に

本稿で明らかにしたことを示せば、以下の通りである。まず、先行研究では明らかにされていなかったダブンの創設時期についてであるが、それはダライラマ政権発足直後のことであった。創設当初のダブンとしてはオルパー一人のみ確認できたが、ダライラマ五世が政権を手中にしたノルブの事件を契機として制度的枠組みが定まり、ダブンは三、四人制に移行し、それ以後もその人数でおおよそ推移していく。少なくとも定員、配置の地域わけ、職掌等についてはサンギェギャムツォ期にはすでに定まっており、それが細かな差異はあるものの後世に受け継がれていった。

そして、ペテック氏が明らかにしていた制度としての世襲については、ポラネー以前には見られないものであった。ダブンが制度として世襲化されるのはダブンの地位が確立されるポラネー期のことである。また、それも本論で詳述したように、当時のチベット政権内におけるポラネーの地位の高まりと密接に関連した事象なのであり、つまりはポラネーが内戦をへて権力を手中にする過程においてダブンと個人的な結びつきを強めていたことが大きく作用していたのである。そもそも、こういった為政者とダブンとの関係も、最初期からすで見ることのできたものであり、要するに世襲化にまで至ったダブンの国政における地位向上というのも、政権の最初期から各時代に通底していたこの「構造」によって醸成されてきたものであるといえよう。こういったチベット内での制度史的状況のうえに清朝による封号授与があったのである。これはもとよりチベット内の歴史的展開として高まったダブンの地位を清朝が「追認」したものとして見なしうるのではないだろうか。少なくとも、ダブンの制度に即してみた場合、この時点において清朝が根本的な「影響」を与えていたとは考えられないのである。これはダブンのみにいえる特殊な事例なのか、それとも他の官僚制度にも同様にいえることなのか、ここでそれに答えることはできない。ただ、このような研究があまりなされていない状況を鑑みれば、駐藏大臣の派遣とその統治について論じられてきたような、1720年以降における清朝の「影響」も、このような知見をふまえてもう一度問い直してみる余地があるものと思われるのである。

このように、チベット史、そしてチベット—清朝関係史を今後さらに進展させていくにあたって、各時代に通底していたダライラマ政権の構造の解明と、各時代に存在していた制度の一貫性と新規性とを丹念に検討していく研究がこれから求められる。ともあれ、チベットの官僚の職掌や実態は、将来公開されるであろう西藏自治区档案馆などに所蔵されている資料群によって詳細がさらに明らかになっていくことであろう。本稿がその一助となれば幸いである。

参考文献と略号表

蒼粹 『西藏歴史檔案蒼粹』 文物出版社、1995年。

- 奏檔 『王撫遠大將軍奏檔』 *goroki be dahabure amba jiyanggiyūn wang ni wesim-buhe baitai dangse*. 北京大学善本室 NC4662. 8. 2138C.
- 1P paN chen blo bzang ye shes., *chos smra ba'i dge slong blo bzang chos kyi rgyal mtshan gyi spyod tshul gsal bar ston pa nor bu phreng ba*, Lhasa 1990. (『第四世班禪伝』 西藏人民出版社, 1990年)
- 2P blo bzang ye shes dpal bzang po., *sh'akya'i dge slong blo bzang ye shes kyi spyod tshul gsal byed pa'i 'od dkar can gyi phreng ba*, 1732.
- 5D1-3 ngag dbang blo bzang rgya mtsho., *za hor gyi ban de ngag dbang blo bzang rgya mtsho'i 'di snang 'khrul pa'i rol rtsed rtogs brjod kyi tshul du bkod pa du ku la'i gos bzang*, Lhasa 1991. (『五世達賴伝』 西藏人民出版社, 1991年)
- 5D4-6 sangs rgyas rgya mtsho., *du kU la ka kha gsum gyi mu mthud du nga ca cha'i glegs bam*, The University of Tokyo No. 300.
- 6D sangs rgyas rgya mtsho., *thams cad mkhyen pa drug pa blo bzang rin chen tshang dbyagns rgya mtsho'i thun mong phyi'i nram thar ba du ku la'i 'gro 'thud rab gsar gser gyi snye ma*, Lhasa 1989. (『六世達賴伝』 西藏人民出版社, 1989年)
- 7D lchang skya ro pa'i rdo rje., *rgyal ba'i dbang po thams cad mkhyen gzigs rdo rje 'chang blo bzang bskal bzang rgya mtsho dpal bzang po zhal snga nas kyi nram par thar pa mdo tsam brjod pa dpag bsam rin po che'i snye ma*, Lhasa 1990. (『七世達賴伝』 西藏人民出版社, 1990年)
- BKD *bod kyi snga rabs khrims srol yig cha bdams bsgrigs*, Lhasa 1989. (『西藏歴代法規選編』 西藏藏文古籍出版社, 1989年)
- DGC sangs rgyas rgya mtsho., *mchod sdong 'dzam gling rgyan gcig rten gtsug lag khang dang bcas pa'i dkar chag thar gling rgya mtshor bgrod pa'i gru rdzings byin rlabs kyi bang mdzod*, Lhasa 1990. (『南瞻部州唯一莊嚴目錄』 西藏人民出版社, 1990年)
- DPN bstan 'dzin dpal 'byor., *rdo ring paNDi ta'i nram thar*, Chengdu 2002. (『多仁班智達伝』 四川民族出版社, 1986年)
- KT tshe ring dbang rgyal., *dirgha'a yu rindra dzi na'i byung ba brjod pa zol med ngag gi rol mo* (tshe dbang nor bu., *rgyal ba'i bstan pa rin po byang phyogs su 'byung ba'i rtsa lag bod rje lha bstan po'i gdung rabs tshigs nyung don gsal yid kyi me long*, Tsepal Taikhang 1974 所収)
- MBTJ tshe ring dbang rgyal., *dpal mi'i dbang po'i rtogs pa brjod pa 'jig rten kun tu dga' ba'i gtam*, Chengdu 2002. (『頗羅鼐伝』 四川民族出版社, 第二版, 2002年)
- MLC ngag dbang mkhyen rab., *mu li chos 'byung*, Chengdu 1993. (『木里政教史』 四川民族出版社, 1993年)

- SNC sangs rgyas rgya mtsho., *blang dor gsal bar ston pa'i drang thig dwangs shel me long*, 43 fols. Toyo Bunko No. 435.
- 青本文教 1940: 『西藏文化の新研究』 有光社
- 石濱裕美子 1987: 「東洋文庫所蔵写本『撫遠大將軍奏摺』と『清史資料』第三輯所収『撫遠大將軍奏議』について」『モンゴル研究』 18
- 2001: 『チベット仏教世界の歴史的研究』 東方書店
- 河口慧海 1978: 『チベット旅行記』 講談社
- 喜饒尼瑪 1989: 「噶倫官職」『西藏研究』 1989-2
- 協繞益西 2002: 「前清西藏地方政府政治体制簡述」『西藏研究』 2002-2
- シャカッパ 1992: 『チベット政治史』 三浦順子訳, 亜細亜大学アジア研究所
- 多杰才旦 2005: 『西藏封建農奴制社会形態』 多杰才旦主編, 中国蔵学出版社
- 陳金鐘 1989: 「阿爾布巴闡述平定準噶爾之戰」『中国蔵学』 1989-4
- 白新良 2004: 「允禔奏折考辨」『歴史檔案』 2004-4
- 山口瑞鳳 1988: 『チベット』 東京大学出版会
- 1992: 「ダライラマ五世の統治権——活仏シムカンゴンマと管領ノルブの抹殺——」『東洋学報』 73- 3・4
- 楊嘉銘 1996: 『清代西藏軍事制度』 唐山出版社
- 廖・李・李 2006: 『<欽定蔵内善後章程二十九条>版本考略』 廖祖桂・李永昌・李鵬年著, 中国蔵学出版社
- ロラン・デエ 2005: 『チベット史』 今枝由郎訳, 春秋社
- Cüppers, C. 1999: “Eine Merkliste mit den Aufgaben der Distriktbeauftragten (rdzoi-dpon) aus dem 17. Jahrhundert”, *Studia Tibetica et Mongolica*, Festschrift Manfred Taube, Swisttal-Odendorf 1999.
- 2004: “The Classification of People: Romanized Text Edition and English Translation of the *sKyes bu rnam 'byed bshad pa gzhon nu'i mgul rgyan* Attributed to Sa-skya Paṇḍita Kun-dga' rgyal-mtshan”, *国際仏教学大学院大学研究紀要*, vol. 7.
- Filippi, F. 1937: *An account of Tibet: the travels of Ippolito Desideri of Pistoia, S.J., 1712-1727*, London.
- Petech, L. 1973: *Aristocracy and government in Tibet, 1728-1959*, Roma.
- Schuh, D. 1981: *Grundlagen tibetischer Siegelkunde*, Sankt Augustin.
- Waddell, L. A. 1906: *Lhasa and its mysteries: with a record of the expedition of 1903-1904*, London.

increased and a growing population was successfully absorbed. In addition, flood control of the Ziya and construction of waterworks functioned to sustain employment. What made these measures possible were the thriving economy of the time and the direct influence of the despotic dynasty that exercised relatively powerful influence on individual components of society, thereby creating a stable society.

In this political process, the cooperation in the form of intimate personal relations between the emperor and the governor-general of Zhili left no room for the involvement of other political actors. The decision making process of Fang Guangcheng as governor-general of Zhili became vital, and it is clear that role of the Board of Works in particular decreased in relation to others in the central decision making process on the policy. Moreover, after Qianlong 30 one finds that the Salt Commissioner centered at Tianjin and the profit-seeking salt traders who supported it emerged as active players in the administration of flood control. These expansions of the power of governor-general and increase of the relative influence of regional interest groups can be judged to be the initial stages of the division of power and its transfer to local regions, which continued until the end of the Qing.

A CONSIDERATION OF THE *MDA' DPON*: A MILITARY POST IN THE GOVERNMENT OF THE DALAI LAMA

KATAGIRI Hiromichi

It is well known that the Tibetan aristocracy operated the government of the Dalai Lama, which lasted from the 17th century to the first half of the 20th century. However, the Tibetan administration, including the post of *mda' dpon*, which is addressed in this study, has been dealt with in general studies of the Tibetan history, but there has been next to no basic research devoted solely to this office. The goal of this study is to make up for deficiencies in the study of the bureaucracy of the government of the Dalai Lama. As a result of the fact that I decided to limit my focus to the post of military commander known as *mda' dpon*, I have been able to clarify the following points.

The first fact, which had not been elucidated in previous studies, is that the *mda' dpon* had been established shortly after the launch of the government of the Dalai Lama. At the initial stage of the *mda' dpon*, the existence of only one '*or pa*' can be confirmed, but with the sDe-pa Nor-bu incident, which Fifth Dalai Lama

take the reins of government, was a turning point after which the framework of the system was established. The *mda' dpon* shifted to a three or four man office and thereafter that change in number continued. The number, the locations of their postings of their responsibilities, and the duties of the office were set at least by the period of *Sangs-rgyas rgya-mysho*. These were continued on through later generations, although there were minor changes in the institution. The *mda' dpon* became systemized as a hereditary position by the time of *Pho lha nas*. This was moreover a result of the elevation of the status of *Pho lha nas*. In addition both sides strengthened their personal relationship as *Pho lha nas* gained power in the process of waging a civil war. As for this sort of relationship between the political figures and the *mda' dpon*, it can already be seen in the earliest period. In other words, the elevation of the status of the *mda' dpon* as seen in its becoming a hereditary post was it had been build up from the earliest stage to each succeeding period. For the reasons stated above, the broad framework of the Tibetan political system that existed from the initial stage of the government formed the foundation that determined the system in later ages.